

河合町告示第4号

河合町公共施設及び公益的施設の帰属と管理に関する要綱を次のように制定する。

平成28年3月14日

河合町長 岡井康徳

河合町公共施設及び公益的施設の帰属と管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開発行為又は中高層建築物等の建築によって新たに設置された公共施設及び公益的施設(以下「公共公益施設」という。)と公共公益施設が設置された土地(以下「土地」という。)の帰属と管理の移管について、その事務を円滑かつ適正に行うため必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の規定に基づいて行われた土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 中高層建築物等 河合町中高層建築物等の建築に関する指導要綱(平成28年3月河合町告示第3号)第2条に規定する中高層建築物及び集合住宅をいう。
- (3) 公共施設 道路、公園、緑地、広場、排水施設、雨水流出抑制施設、消防水利施設、水道施設、公共下水道施設、その他公共の用に供する施設をいう。
- (4) 公益的施設 学校教育施設、社会教育施設、環境衛生施設、福祉施設、保健施設、集会施設、ごみ集積所、交通安全施設、防犯施設、その他公益の用に供する施設をいう。
- (5) 申請人 河合町開発行為に関する指導要綱(平成28年3月河合町告示第2号)又は河合町中高層建築物等の建築に関する指導要綱の適用を受ける行為により新たに設置された公共公益施設及び土地を本町に帰属及び移管しようとする者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、河合町開発行為に関する指導要綱又は河合町中高層建築物等の建築に関する指導要綱の適用を受ける行為によって、新たに設置された公共公益施設及び土地(以下「公共公益施設等」という。)の帰属及び移管について適用する。

(帰属に係る検査)

第4条 申請人は、開発行為又は中高層建築物等の建築によって新たに設置した公共公益施設の工事の完了後、公共公益施設の工事完了検査申請書(第1号様式)に工事写真撮影要領により撮影した工事写真を添えて提出し、完了検査を受けなければならない。

2 公共公益施設の工事の完了検査は、当該公共公益施設を管理することとなる所管課がそれぞれ行うものとする。

(検査の結果通知)

第5条 町長は、前条の検査の結果を公共公益施設検査通知書(第2号様式)により申請人に通知する。この場合において、帰属される公共公益施設に改善が必要と判断する場合は、申請人に改善を求めるものとする。

(改善)

第6条 申請人は、前条後段の求めがあった場合は、公共公益施設の改善を行い、公共公益施設の改善完了届(第3号様式。以下「改善完了届」という。)を町長に提出するものとする。

(確認検査及び結果通知)

第7条 町長は、前条の届出があったときは、第4条の例により検査を実施し、その結果を公共公益施設改善完了検査通知書(第4号様式)により申請人に通知するものとする。

(帰属の手続き)

第8条 申請人は、公共公益施設等を本町に帰属しようとするときは、公共公益施設等帰属申請書(第5号様式。以下「帰属申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺 1/2,500以上)
- (2) 公図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 地積測量図
- (5) 確定丈量図
- (6) 土地の登記事項全部証明書
- (7) 公共施設及び公益的施設の帰属と管理に関する協定書の写し
- (8) 公共公益施設検査通知書又は公共公益施設改善検査通知書の写し
- (9) 公共公益施設の電子情報を収めた記録媒体(電子情報が無い場合は詳細図)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請人は、前項の規定による申請書及び添付図書の写しを公共公益施設を管理することとなる所管課に提出しなければならない。

- 3 申請人は、本町に帰属する土地の官民境界に境界杭を設置しなければならない。
- 4 申請人は、本町に帰属する土地に抵当権、質権、貸借権その他の所有権以外の権利が設定されているときは、当該権利を第1項に規定する申請を行うまでに抹消又は消滅させなければならない。

(帰属の決定通知)

第9条 町長は、公共公益施設等の帰属を決定したときは、申請人に対し公共公益施設等帰属決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(所有権の移転手続き)

第10条 申請人は、前条の通知を受けたときは、所有権の移転登記を行うため、次に掲げる図書を町長に提出しなければならない。

- (1) 登記原因証明情報
 - (2) 承諾書
 - (3) 印鑑登録証明書
 - (4) 資格証明書(法人の場合に限る。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 公共公益施設等の帰属が完了した場合においても、移管が行われるまでは、その管理を申請人が行うものとする。

(移管の申請)

第11条 申請人は、公共公益施設等の管理を本町に移管しようとするときは、公共公益施設等移管申請書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 申請人は、前項の規定による申請書の写しを公共公益施設等を管理することとなる所管課に提出しなければならない。

(移管の決定通知)

第12条 町長は、公共公益施設等の移管を決定したときは、申請人に対し公共公益施設等移管決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(移管の時期)

第13条 公共公益施設等の移管時期は、次に掲げる時期を基本とし、町長と申請者の協議により定めるものとする。

- (1) 住宅の建築を目的とする開発行為は、当該開発行為の計画戸数に対する入居率が概ね三割を超えた時点。
- (2) 前号以外の場合は、第9条の規定による通知の日の翌日から一年が経過した時点。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、帰属と管理の移管に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。